

## 2019 年度 公の施設の広域利用促進キャンペーン（スタンプラリー）について

公の施設の広域利用の促進を図るため、昨年度に引き続き、定住自立圏共生ビジョンに位置付けた PR 事業としてスタンプラリーを実施する。

- 1 実施期間 : 令和元年 8 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日（8 か月間）
- 2 実施主体 : 茨城県央地域定住自立圏構成 9 市町村
- 3 対象施設 : 「広域利用施設ガイド」に記載の施設のうち★印（赤）の付いた施設（90 施設）
- 4 実施方法
  - ・スタンプラリー参加者は、対象施設等で配布する「広域利用施設ガイド」（以下、「ガイド」という。）を入手する。
  - ・対象施設の利用者は、ガイドを提示し、施設の係員が、スタンプ 1 つめの押印欄に当該市町村のスタンプを押印する。
  - ・1 つめの施設とは異なる市町村の対象施設を利用してガイドを提示し、施設の係員が、ガイドのスタンプ 2 つめの押印欄に当該市町村のスタンプを押印する。
  - ・ガイドのスタンプ 2 つめの押印の後、続けて景品領収済欄にもスタンプを押して景品を渡し、ガイドは利用者に返却する。

注 1 : 団体利用者に対しては、代表者 1 名のみスタンプを押す。  
注 2 : 図書館は、本を借りた方だけにスタンプ押す。閲覧だけの方は押さない。
- 5 ガイド

昨年度利用した施設ガイドの残部はあるが、対象施設の追加等があるため、当初予算（100 千円）の範囲内で修正したものを作成する。

※スケジュール及び作成部数（市町村の配付部数含む）は別途調整
- 6 景品

昨年度のクリアファイルを引き続き使用する。無くなった場合は、各市町村におけるノベルティ等で代替する。
- 7 広報

スタンプラリー開始 1 か月前頃から、広域利用ガイドのホームページ、各市町村の広報紙やホームページ、SNS 等の各種媒体を活用するなど、広報の充実を図る。
- 8 その他
  - ・スタンプ及びスタンプ台は、昨年度配布したものを引き続き使用する。
  - ・参加者数の集計についても、昨年度に引き続き、月ごとに取りまとめ翌月 10 日までに水戸市政策企画課広域行政室あて報告する。